

令和元年 5 月 24 日

告示

当財団は、本日 J B C ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 5 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 1 項 5 号に基づき、寝屋川石田ボクシングジム（以下「寝屋川石田ジム」という）のボクサーである荒瀬あかり（ライセンスNo.43251）選手を平成 31 年 4 月 26 日よりライセンスの 6 ヶ月停止処分とする。

理由： 寝屋川石田ジム荒瀬あかり選手は、平成 31 年 4 月 26 日、体重が落ちないことを理由に規定の時刻までに公式計量会場に現れず失踪し、予定されていた試合をキャンセルせしめた。

このことはスポーツマンとしてのボクサーの品位を著しく貶める行為であり、当財団は荒瀬選手をライセンスの 6 ヶ月停止処分とする。

2. 当財団は、本日 J B C 試合ルール第 15 条、J B C 倫理規定第 2 条及び J B C 制裁規定第 2 条第 2 項一号に基づき、寝屋川石田ジムのクラブオーナーである石田順裕（ライセンスNo.30710）会長を嚴重注意処分とする。

理由： 当財団は、石田会長が上記記載の事実についてクラブオーナーとしての監督責任を負わなければならないと判断した。

以上

一般財団法人日本ボクシングコミッション